

令和5年10月24日付け県公報第461号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
- 2 作業の種類  
公共測量（道路基準点測量40点）
- 3 作業期間  
変更前 令和5年9月2日から令和5年12月28日まで  
変更後 令和5年9月2日から令和6年3月22日まで
- 4 作業地域  
三島市、御殿場市、駿東郡小山町